

第 2 部

平成 1 7 (2005) 年度に 県 が 講 じ た 主 な 施 策

部局名 (() 内) は , 平成 1 8 (2006) 年 4 月 1 日の
組織再編後の担当部局を表記しています。

1 男女共同参画行政の総合的推進

(1) 県の男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、広島県男女共同参画推進本部（資料編 82～83 ページ参照）を中心とした各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 73～75 ページ参照）及びこれに基づく「広島県男女共同参画基本計画（第1次）」（資料編 78～79 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

この「広島県男女共同参画基本計画（第1次）」に掲げる具体的施策の推進期間が平成17（2005）年度で終了することから、具体的施策の見直しなど、「広島県男女共同参画基本計画（第1次）」の改定を行うこととし、「広島県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、計画に盛り込むべき事項について、広島県男女共同参画審議会（資料編 76～77 ページ参照）に諮問しました。

県民からの意見募集の結果を踏まえ、調査・審議が行われ、取りまとめられた、広島県男女共同参画審議会の答申の内容を反映させ、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 80～81 ページ参照）を策定しました。

（県民生活部）

< 「広島県男女共同参画審議会」開催状況 >

開催日		審議事項
第1回	平成17（2005）年6月14日	「広島県男女共同参画基本計画」（改定）に盛り込むべき事項について
第2回	平成17（2005）年7月26日	
第3回	平成17（2005）年11月4日	

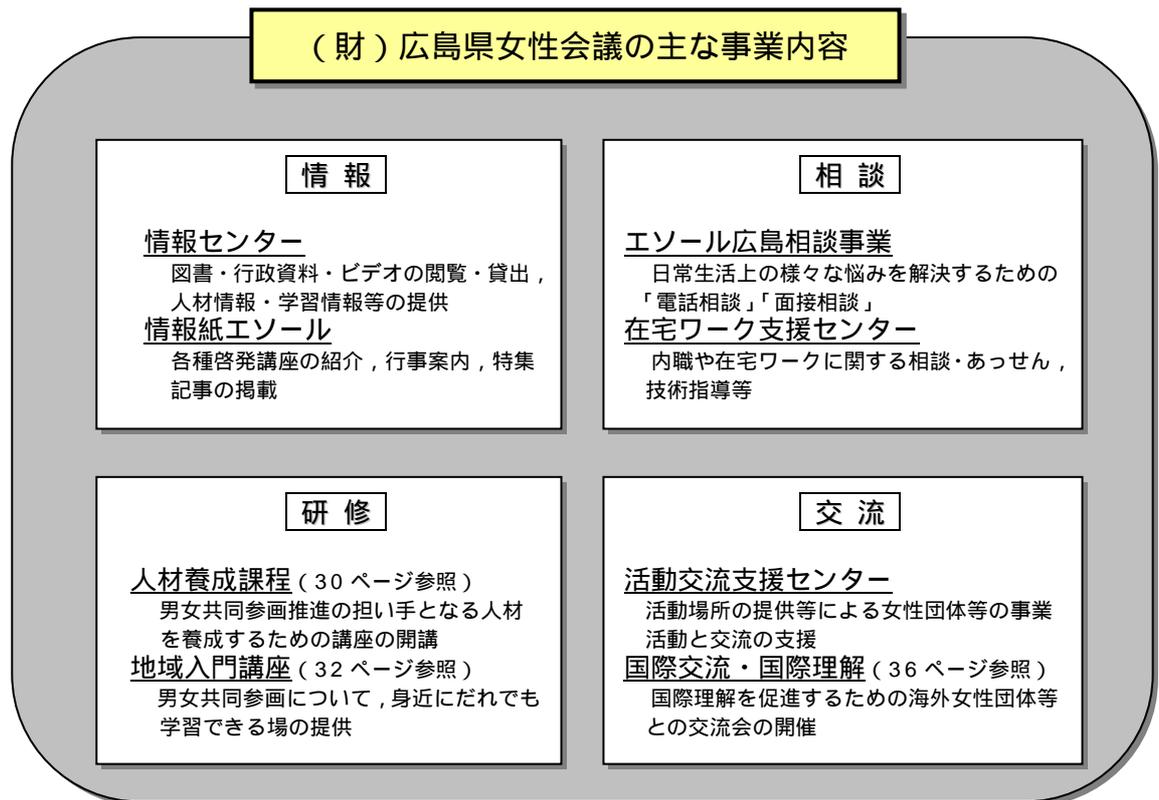
広島県男女共同参画審議会会長から知事への答申
（平成17（2005）年12月26日）



(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」との連携

県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議(資料編 86～87 ページ参照)が実施する情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。

(県民生活部)



(財)広島県女性会議

男女共同参画社会づくりを推進するために昭和63(1988)年8月に県が設立した財団法人。

男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする事業及び「エソール広島」の管理運営を行っている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

市町村合併など地域の枠組みが再編される中、市町においても男女共同参画社会の実現に向け、条例の制定(4市:広島, 呉, 福山, 三次)や計画の策定(12市町:平成17(2005)年度末現在)など、様々な取組が進められています。(詳細については、第5部67ページからを参照)

こうした中、男女共同参画社会の実現に向け、地域における自主的な取組が広域的に展開されるよう、地域団体等の主催により、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う地域男女共同参画推進事業の開催を支援しました。

(県民生活部)

<地域男女共同参画推進事業実施状況>

【呉地域男女共同参画推進事業】

「輝こう!つながろう!あなたも わたしも」

開催日:平成17(2005)年12月3日(土),
4日(日)

開催地:呉市

内容:呉地域人権啓発活動活性化事業,人権週間
啓発事業,第37回消費生活展との併催
講演「家族の絆が未来を豊かに~愉快!
痛快!理解!男女共同参画社会って
何?」(林家染二さん)
啓発展示「男女共同参画パネル展」ほか
参加者アンケート
スタンプラリー

主催:呉地域男女共同参画推進事業実行委員会
呉市



【福山地域男女共同参画推進事業】

「ひとりひとりが輝く神石高原町のつどい」

開催日:平成18(2006)年3月5日(日)

開催地:神石高原町

内容:人権教育総合推進事業との併催
講演「笑顔,いつも心に-男女共同参画
社会をめざして」(桂文喬さん)
講演「松本サリン事件からの教訓」
(河野義行さん)

展示・子どもたちの書道作品
子どもひろば(託児所)の開設
バザー

主催:神石高原町男女共同参画推進実行委員会
神石高原町人権教育総合推進事業実行委員会



また、様々な分野における各種機関・団体と協働、連携しながら、各地域の男女共同参画に関する主体的な取組と県内全域における男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、地域事務所単位で設置している「地域男女共同参画推進協議会」の定例会議に合わせてワークショップを開催するなど、自主的な活動を支援しました。

(県民生活部)

< 「地域男女共同参画推進協議会」定例会議等の開催状況 >

地 域	開 催 年 月 日	ワークショップ	
		講 師	テ ー マ
広島地域	平成18(2006)年 2月28日	タイニィ エッグズ	職場における男女共同参画について
呉 地 域	平成18(2006)年 1月20日	SUN輝	心のバリアフリー ～ココロふんわり ささえ愛～
芸北地域	平成17(2005)年11月30日	SUN輝	心のバリアフリー ～ココロふんわり ささえ愛～
東広島地域	平成17(2005)年11月 8日	タイニィ エッグズ	共同参画 ～はじめの一步は自立から～
尾三地域	平成17(2005)年11月21日	SUN輝	心のバリアフリー ～ココロふんわり ささえ愛～
福山地域	平成17(2005)年 9月29日	ひろしま女性大学 福山校同窓会	みんなで話そう ～地域や職場の共同参画
備北地域	平成17(2005)年11月 9日	SUN輝	心のバリアフリー ～ココロふんわり ささえ愛～

地域男女共同参画推進協議会

地域における男女共同参画を推進するため、平成15(2003)年度に地域事務所単位で設置した組織。

[構成団体] 地域活動団体, 福祉関係団体, 事業主団体,
労働関係団体, 農林水産業関係団体,
教育関係団体, 行政機関[市町・県]
(事務局) 各地域事務所

「福山地域男女共同参画推進協議会」定例会議
ワークショップ(平成17(2005)年9月29日)



2 男女共同参画施策の実施状況

環 境 づ く り

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

男女が共に個性と能力を發揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

労働基準法，男女雇用機会均等法等に対する社会一般の理解を深めるとともに，法の定着の促進を図るため，関係機関・団体等との連携により，男女雇用機会均等月間である6月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

また，女性の能力發揮支援や仕事と家庭の両立支援の取組，労働者の就業意識等に関して「広島県働く男女の雇用環境実態調査」を実施し，調査結果を冊子に取りまとめ，男女が共に働きやすい，仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに向けて，事業主等に対する啓発を行いました。

(商工労働部)

< 「男女雇用機会均等セミナー」開催状況 >

開 催 日	開 催 地	参加者数(人)
平成17(2005)年6月1日	広島市	180
平成17(2005)年6月3日	福山市	90

男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野において，男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため，昭和61(1986)年に施行。

平成11(1999)年には，募集・採用，配置，昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。

また，平成19(2007)年から，「性別による差別禁止の範囲の拡大」などを盛り込んだ改正法が施行される。

男女雇用機会均等月間 【毎年6月】

厚生労働省が，昭和61(1986)年度から実施。

平成17(2005)年度のテーマ

「私の本気 会社の本気 ポジティブ・アクションに取り組んでいますか? ~均等法も20歳になりました~」

平成18(2006)年度のテーマ

「会社がトライ 女性もトライ
- ポジティブ・アクションで一人一人が活躍できる職場づくりを」

さらに、職場における実質的な格差の是正を図り、女性の能力発揮支援や積極的な登用など、企業におけるポジティブ・アクションを促進するため、だれもがいきいきと働くことができる職場づくりに向け、女性労働者等を対象にしたセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成17(2005)年7月21日	呉市	21
平成17(2005)年7月22日	福山市	26
平成17(2005)年8月8日	広島市	39

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー(平成17(2005)年7月22日)

福山会場の写真



ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が共に子育てや介護をしながら安心して働き続けることができる環境の整備

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「未来に輝くこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(福祉保健部)(商工労働部)

未来に輝くこども夢プラン

基本理念 『子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる、みんなで支える社会づくり』

子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。

【策定年月】平成17(2005)年3月

【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度

次世代育成支援対策推進法

地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17年(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付けた法律。

具体的には、育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、次世代育成支援対策の重要な課題である仕事と家庭の両立について、企業の自主的な取組を促すため、仕事と家庭を考える月間である10月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「仕事と家庭の両立を考えるセミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成17(2005)年10月26日	広島市	144
平成17(2005)年10月27日	福山市	71

育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。

平成13(2001)年には、休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。

仕事と家庭を考える月間 【毎年 10 月】

厚生労働省が、平成 7（1995）年度から実施。

平成 17（2005）年度の目標

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及びそれに基づく取組の推進
- 2 男女ともに育児休業等を取得しやすい環境の整備促進
- 3 両立指標を活用したファミリー・フレンドリー企業の普及促進
- 4 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭の両立支援を積極的に推進している企業（ファミリー・フレンドリー企業）

「広島電鉄株式会社」は、女性従業員はもとより、男性従業員においても抵抗なく育児休業を取得できる社風と雇用環境が確立されており、結果として、女性は出産者のほぼ全員が育児休業を取得、男性も複数の従業員が取得しており、平成 17（2005）年度「ファミリー・フレンドリー企業」広島労働局長賞を受賞。

育児・介護休業制度等

最長 3 年間取得可能な育児休業制度

女性は出産者のほぼ全員が育児休業を取得、男性は過去 3 名が育児休業を取得

男性の取得が目立つ介護休業制度

男性 6 名 女性 2 名が取得

家庭生活や個人生活とのバランスに配慮した各種制度について

休業中及び復職直後の従業員等に対する

「年間臨時給与」（賞与）の最低額保証制度

従業員（正社員）が育児や介護のためにも利用できる「貸付金制度」

父母、配偶者の法要の場合をはじめとする特別休暇（有給）

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。

平成 11（1999）年度から毎年 10 月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて、国により表彰が実施されている。

また、男女が、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、乳児保育や一時保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行ったほか、男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めました。

（福祉保健部）（商工労働部）

地域子育て支援センター

育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設される。

放課後児童クラブ

昼間、保護者が家庭にいない子どもたちが、児童館や保育所、学校の余裕教室、公民館等を活用して、遊びや生活をする場。

さらに、地域における子育て環境を創出し、保護者の孤立化や児童虐待を防止するため、(財)ひろしまこども夢財団が実施する事業に対して補助することにより、子育てサークル等の活動への支援や地域の子育て支援ボランティアの発掘・養成・登録、子育て家庭の支援や相談に応じる人材の養成、サークル間のネットワークづくりを目的とした交流会の実施など、地域社会全体で子育てを支えるための環境づくりを支援しました。

(福祉保健部)

(財)ひろしまこども夢財団

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

<主な保育関係事業の実施状況>

区 分	平成17(2005)年度	
	市町数	実施箇所数
乳 児 保 育 促 進 事 業	8	28
休 日 保 育 事 業	1	3
一 時 保 育 事 業	16	164
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業	20	77
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 設 置 事 業	23	430

乳児保育促進事業は、広島市及び福山市を除く。

広島県の子ども元気いっぱいキャラクター
「イクちゃん」



(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

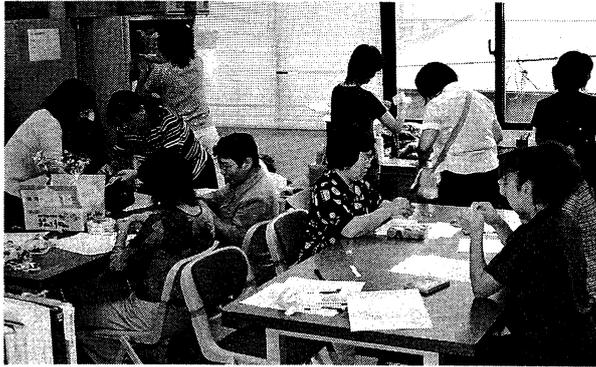
パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，[※]パートタイム労働法や[※]労働者派遣法等の周知を図るとともに，育児や介護等により自宅を離れることが困難な人の就業を支援するため，(財)広島県女性会議（資料編 86～87 ページ参照）への委託により在宅ワーク（内職）の相談・あっせんや技術指導を行う「在宅ワーク支援事業」を実施しました。

(商工労働部)

<「在宅ワーク支援事業」実施状況（平成17（2005）年度）>

名 称	相 談 件 数 (件)	あ っ せ ん 件 数 (件)
在宅ワーク支援センター広島	10,502	3,010
在宅ワーク支援センター福山	2,721	499
合 計	13,223	3,509

在宅ワーク支援センター広島



パートタイム労働法

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成5(1993)年に施行。

労働者派遣法

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)

労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和61(1986)年に施行。

平成16(2004)年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

また，平成14（2002）年度に開設したワンストップ雇用労働情報提供システム「わーくわくネットひろしま」により，求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を一元的に提供しました。

（商工労働部）

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～

「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

求職者向け

求人情報，U・Iターン，
多様なワークスタイル 起業支援，
生活支援，障害者への支援 など

学生向け

就職ガイダンス情報，就業相談
窓口，インターンシップ，求人
情報などリンク集 など

労働者向け

雇用労働情報コーナー，勤労者
福祉・福利厚生，労働大学，女性へ
の支援，男女の子育て支援 など

事業主向け

採用予定企業登録，助成金データ
ベース，職業能力開発，障害者
雇用，高齢者雇用 など

パソコン版：「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>」

携帯電話版：「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>」

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、「地域男女共同参画推進協議会」(22 ページ参照)を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援を行いました。

(県民生活部)(商工労働部)

また、農林水産業においては、農山漁村地域の女性団体等の取組や活動状況の広報を行うとともに、「家族経営協定」の締結を促進するなど、男女の役割を適正に評価し、互いに協力して経営に参画できるよう環境の整備に努めました。

(農林水産部)

家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

女性の様々な分野への進出を支援するため、起業したい女性を対象に、経営に必要なマネジメント能力や知識の習得を図る「ひろしま女性起業塾」を開催し、起業や経営活動への参画に向けた取組を支援しました。

(商工労働部)

< 「ひろしま女性起業塾」開催状況 >

開 催 時 期	開催地	受講者数(人)
平成17(2005)年10月～平成18(2006)年1月(3日間)	広島市	21

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

「広島県男女共同参画推進条例」(資料編 73～75 ページ参照)の基本理念の重要な柱の一つでもある政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

その結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合については、「広島県男女共同参画基本計画(第1次)」の目標値25.0%に対し、平成18(2006)年6月1日現在で24.6%となっています。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会を捕らえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために(財)広島県女性会議(資料編 86～87 ページ参照)が実施する「ひろしま女性大学」や「ひろしま女性いきいき講座」の運営を支援しました。

(総務部)(県民生活部)(教育委員会)(警察本部)

<ひろしま女性大学(人材養成課程)修了者数等>

区分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	
第16期	50	39	37	28	13	11	平成16(2004)年10月～17(2005)年9月
第17期	40	-	29	-	11	-	平成17(2005)年10月～18(2006)年9月
第1～17期 累計	1,089	803	746	536	343	267	

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進する地域団体に対する助成を行うとともに、NPO活動に対する理解を深め参加のきっかけをつくるため、NPOフォーラムを開催しました。

さらに、勤労者のボランティア活動を促進するため、広島県労働者福祉協議会と連携し、「2005年度広島県勤労者ボランティア体験活動」等を実施しました。

(県民生活部)(商工労働部)

NPOフォーラム広島会場

(平成17(2005)年11月27日)



NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。
継続的、自発的に社会貢献活動を行う、
営利を目的としない団体の総称。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバル広島会場においてパネル展示等を実施したほか、ラジオ、インターネット、広報誌などや各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行いました。

(県民生活部)

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

平成13(2001)年度から内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱で実施。

平成17(2005)年度の標語

「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」

平成18(2006)年度の標語

「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」

人権啓発フェスティバル広島会場でのパネル展示等

(平成17(2005)年12月4日)



2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画に関する教育の充実

男女が共に子育ての責任を果たすなど、家庭教育のあり方についての理解を深めるため、民間団体を中心とした協議会に委託し、思春期の子どもを持つ親のための講座など、子育ての時期に応じた家庭教育講座を実施しました。

(教育委員会)

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

地域における男女共同参画に向けた機運の醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、「地域入門講座」を実施する(財)広島県女性会議(資料編 86~87 ページ参照)を支援しました。

開催に当たっては、地域の女性リーダーや「ひろしま女性大学」(資料編 86 ページ参照)の修了生が中心となり、地域のニーズに沿ったプログラムを作成するなど、修了生等に対する活動の場の提供にもつながりました。

(県民生活部)

<「地域入門講座」開催状況>

開催期間	開催地	事業内容	受講者数 (人)	修了者数 (人)
平成17(2005)年11月～ 18(2006)年3月(5日間)	安芸高田市	講義, ワークショップ	29	25
平成17(2005)年10月～ 18(2006)年2月(5日間)	熊野町	講義	17	15
平成17(2005)年12月～ 18(2006)年2月(5日間)	北広島町	講義, ワークショップ, 寸劇, 討議	29	18

安芸高田市男女共同参画地域入門講座 (平成18(2006)年3月18日)



3 家庭における男女共同参画の推進

男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

家庭教育に関する情報を提供するとともに、地域社会全体で行う子育て家庭の支援や子育て相談に携わる人材の育成など、子育て支援体制を充実させるため、子育て中の親子が気軽に集うことのできる場の提供などの基盤整備を行う市町を支援したほか、市町教育委員会を中心とした協議会に委託して、家庭教育への支援活動を行う子育てサポーターリーダーを養成しました。

(福祉保健部)(教育委員会)

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。

また、女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに、周産期医療体制及び小児救急医療体制の整備を図りました。

(福祉保健部)

(2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援

高齢者及び障害者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、スポーツ、健康づくりや地域活動への参画を促進したほか、高齢者及び障害者が安心して暮らすための自立と介護に向けた社会的支援を充実させるなど、「ひろしま高齢者プラン(平成15～19年度)」及び「広島県障害者プラン」の推進に努めました。

また、平成18(2006)年3月には、新たな「ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)」を策定しました。

(福祉保健部)

ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)

老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。

【策定年月】平成18(2006)年3月

【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度

広島県障害者プラン

障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。

【策定年月】平成16(2004)年3月

【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度

2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者からの暴力をはじめとする男女間の暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、広島こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護委託や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。

また、DV防止法第2条の3で都道府県に義務付けられている基本計画の策定のための検討を行いました。(平成18(2006)年6月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定)

さらに、民間支援団体が行う、普及啓発、シェルター立上げや被害者ケアを支援しました。

また、増加する児童虐待や非行、DVなど、子どもや家庭に関する問題への総合的な対応を行うため、児童相談所、知的障害者更生相談所及び婦人相談所の機能を統合し、広島、福山及び備北の3か所に「こども家庭センター」を開設しました。(平成17(2005)年7月開所)

(福祉保健部)

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行。

被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。

基本理念 「配偶者からの暴力のない社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会」

【策定年月】平成18(2006)年6月

【計画期間】平成18(2006)年度～平成22(2010)年度

シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、被害者に対する援助を行っている。

また、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。

(福祉保健部)

「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議

行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域(西部・東部・北部)に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間における暴力を防止するための取組の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等あらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

(総務部)(県民生活部)(商工労働部)(教育委員会)

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

男女雇用機会均等法(23ページ参照)においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

また、ストーカー規制法やDV防止法(35ページ参照)等、男女間の暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、婦人相談員の増員など、相談体制の充実を図りました。さらに、被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。

(福祉保健部)(警察本部)

ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。

「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。

また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を促進するため、国際協力機構（JICA）の研修生を受け入れ、（財）広島県女性会議（資料編 86～87 ページ参照）においても研修を実施しました。

また、平和意識の啓発を行ったほか、国際連合を始めとする国際機関の動向や国際的な取組指針など、男女共同参画に関する国からの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（総務部）（県民生活部）

国際交流・国際理解事業

〔平成17年度 JICA 国別研修・フィリピン「女性起業家育成支援」コース〕

開催日 平成17（2005）年11月25日（金）

開催地 エソール広島（広島市）

参加者 フィリピン共和国「女性起業家」11名

内 容 「広島県女性会議の役割」

講師：鈴木章子（（財）広島県女性会議常務理事）

「ひろしま女性大学で学んで」

講師：小林富子（第8期修了生、農村女性起業サポーター）

日本文化体験，施設見学など



日本文化体験
「お茶席」

また、平成17（2005）年4月25日（月）、
「オピニオンリーダー招へい」事業（外務省）により来広の、
アズィーザ ハティエラ（チュニジア女性連盟総裁）さんが
エソール広島を訪問されました。

3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
1 働く場における男女共同参画の推進			
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備			
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業） ^{注2}	95.9% H 1 7 (2005)	99.3% H 1 7 (2005)	100% H 2 1 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業） ^{注2}	3.3% H 1 7 (2005)	3.3% H 1 7 (2005)	25% H 2 1 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5% H 1 7 (2005)	86.5% H 1 7 (2005)	100% H 2 1 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業 H 1 7 (2005)	9企業 H 1 7 (2005)	18企業 H 2 1 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所 H 1 7 (2005)	10か所 H 1 7 (2005)	20か所 H 2 1 (2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人 H 1 7 (2005)	19,471人 H 1 7 (2005)	20,621人 H 2 1 (2009)
延長保育実施か所数 ^{注3}	339か所 H 1 7 (2005)	334か所 H 1 7 (2005)	400か所 H 2 1 (2009)
放課後児童クラブ実施か所数 ^{注3}	428か所 H 1 7 (2005)	430か所 H 1 7 (2005)	450か所 H 2 1 (2009)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進			
女性の農業委員数	30人 H 1 7 (2005)	28人 H 1 7 (2005)	46人 H 2 2 (2010)
家族経営協定の締結数	101件 H 1 6 (2004)	98件 H 1 7 (2005)	328件 H 2 2 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備			
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人 H 1 6 (2004)	39人 H 1 7 (2005)	100人 H 2 2 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ H 1 6 (2004)	155グループ H 1 7 (2005)	300グループ H 2 2 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進			
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進			
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0% H 1 7 (2005)	24.0% H 1 7 (2005)	30% H 2 2 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注4} を除く。）	29.5% H 1 7 (2005)	29.5% H 1 7 (2005)	35% H 2 2 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人 H 1 7 (2005)	803人 H 1 7 (2005)	1,000人 H 2 2 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進			
NPO法人数（人口10万人当たり）	11.3法人 H 1 6 (2004)	13.8法人 H 1 7 (2005)	17法人 H 2 0 (2008)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備			
(3) 市町等との連携強化・取組支援			
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8% H 1 7 (2005)	52.2% H 1 7 (2005)	100.0% H 2 2 (2010)

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値(年度)
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実			
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実			
長期職場体験実施校の割合(公立中学校)	14.7% H 1 7 (2005)	15.1% H 1 7 (2005)	60% H 2 0 (2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7% H 1 6 (2004)	28.2% H 1 7 (2005)	40% H 2 0 (2008)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供			
ひろしままナビネットへのアクセス件数	68,833件 H 1 6 (2004)	73,767件 H 1 7 (2005)	90,000件 H 2 0 (2008)
3 家庭における男女共同参画の推進			
(2) 家庭教育・子育て支援の充実			
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所 H 1 7 (2005)	77か所 H 1 7 (2005)	116か所 H 2 1 (2009)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値(年度)
1 生涯を通じた健康と自立の支援			
(1) 生涯を通じた健康対策の推進			
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域 H 1 7 (2005)	6圏域 H 1 7 (2005)	7圏域 H 2 0 (2008)
周産期死亡率(人口千人当たり) ^{注5}	4.4人 (全国9位) H 1 6 (2004)	4.2人 (全国9位) H 1 7 (2005)	全国1位 H 2 0 (2008)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援			
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量	0人 H 1 7 (2005)	0人 H 1 7 (2005)	2,408人 H 2 0 (2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数	2,048人 H 1 6 (2004)	3,403人 H 1 7 (2005)	3,976人 H 2 0 (2008)
障害者グループホーム定員数 ^{注6}	291人 H 1 6 (2004)	336人 H 1 7 (2005)	平成18(2006)年度に設定
消防団員のうち女性の占める割合	1.1% H 1 7 (2005)	1.1% H 1 7 (2005)	7.8% H 2 2 (2010)

(注1) 計画策定時の数値は、H 1 6(2004)年度又はH 1 7(2005)年度の数値であり、計画策定後、平成17(2005)年度末までに数値が更新された指標については、更新後の数値を現況値として記載している。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 「未来に輝くこども夢プラン」の目標数値が平成18(2006)年度に見直されたことから、見直し後の目標数値を記載している。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注5) 妊娠22週から生後1週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

(注6) 障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。